三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の区域の一部（里港、長浜港、平良漁港及び唐浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県、日置市及びいちき串木野市
二　地域再生計画の名称　地域が輝くふれあいあふれる健やかな都市づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　日置市及びいちき串木野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県出水郡長島町
二　地域再生計画の名称　「地域と連携した安全な港」づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県出水郡長島町の区域の一部（長島港城川内地区及び唐限地区並びに蔵之元漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県肝属郡肝付町
二　地域再生計画の名称　黒潮かおる漁業の町・肝付のみなと再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県肝属郡肝付町の区域の一部（波見港及び東風泊漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○財務省告示第百四十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十三号ニの規定に基づき、所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年分以後の所得税について適用する。

平成二十三年四月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

第二号中「として交付される科学研究費補助金」の下に「若しくは学術研究助成基金助成金」を加える。

○海上保安庁告示第九十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年四月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京臨海大橋工事東方B施設灯
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の西南西方約四六〇メートル）
北緯	三五―三六―四六
東経	一三九―四九―四七
廃止年月日	平成二十三年三月四日

○海上保安庁告示第九十八号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年四月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局白老高砂沖人工リーフB灯標
位置	
所在地	アヨロ鼻灯台（北海道白老郡白老町）の北東方約一六キロメートル
北緯	四二―三二―二九
東経	一四一―二一―二二
変更した事項	
位置	
所在地	アヨロ鼻灯台（北海道白老郡白老町）の北東方約一六キロメートル
北緯	四二―三二―二一
東経	一四一―二一―〇六
変更年月日	平成二十三年三月四日

○海上保安庁告示第九十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年四月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京ゲートブリッジ橋梁灯（C一灯）
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の西南西方約八一〇メートル）
北緯	三五―三六―三八
東経	一三九―四九―三七
灯質	等明暗白光　明二秒暗二秒
光達距離	一、〇〇〇カンデラ
明弧	九・〇海里
高さ	二二九度から四九度まで平均水面上から灯火まで五三メートル
点灯年月日	平成二十三年三月五日
記事	一　本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）及び東京ゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）と同期している。 二　関東地方整備局東京港湾事務所管理
名称	東京ゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）
位置	
所在地	東京ゲートブリッジ橋梁灯（C一灯）の南西方約一六〇メートル
北緯	三五―三六―三四
東経	一三九―四九―三二
灯質	等明暗緑光　明二秒暗二秒
光達距離	一、二〇〇カンデラ
明弧	九・五海里
高さ	二二九度から四九度まで平均水面上から灯火まで五三メートル
点灯年月日	平成二十三年三月五日
記事	一　本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯（C一灯）及び東京ゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）と同期している。 二　関東地方整備局東京港湾事務所管理
名称	東京ゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	東京ゲートブリッジ橋梁灯（C一灯）の北東方約一五〇メートル
北緯	三五―三六―四一
東経	一三九―四九―四一
灯質	等明暗赤光　明二秒暗二秒
光達距離	四三〇カンデラ
明弧	七・五海里
高さ	二二九度から四九度まで平均水面上から灯火まで五三メートル
点灯年月日	平成二十三年三月五日
記事	一　本灯は、東京ゲートブリッジ橋梁灯（C一灯）及び東京ゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）と同期している。 二　関東地方整備局東京港湾事務所管理